

常磐自動車道
守谷 S A スマート I C 幅杭設置測量

特記仕様書

令和 8 年 5 月

東日本高速道路株式会社 関東支社
谷和原管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 常磐自動車道 守谷SAスマートIC幅杭設置測量

1-1-2 路線名 常磐自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 千葉県柏市大青田(10.8KP)
至) 茨城県つくばみらい市筒戸(19.1KP)

1-1-4 主な履行内容
用地幅杭設置測量 0.51km

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。

また、「用地関係調査仕様書 第3編 用地測量標準仕様書」、「東日本高速道路株式会社測量作業規程」を適用するものとする。なお、本特記仕様書、共通仕様書、用地関係調査仕様書、測量作業規程の記載内容に相違が生じた場合は、本特記仕様書、用地関係調査仕様書、測量作業規程、共通仕様書の順に優先させるものとする。

名称	発行元	発行年月	備考
用地関係調査仕様書 第3編 用地測量標準仕様書	東日本高速道路株式会社	令和6年10月	

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－1 2－4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 1 0 0 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

（１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 1 5 日以内

（２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 1 5 日以内

（３）完了時は、完了届提出日の翌日から 1 5 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 1 5 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－1 3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式－1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 6 0 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 2 1 0 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-15-1 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
報告書	常磐自動車道 守谷SAスマートIC詳細測量	契約締結後貸与	電子データ
用地幅杭調書	常磐自動車道 守谷SAスマートIC詳細設計	令和8年9月	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12月29日から翌年1月3日まで、夏期休暇（3日）を除く

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」によらず、受注者は、隣接または関連の調査等および工事の受注者と十分に調整の上相互に協力し、調査等を実施しなければならない。

また、地方公共団体等が実施する当該調査等と関連のある調査等、および工事について同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
常磐自動車道 守谷SAスマート IC詳細設計	令和7年6月27日～ 令和9年7月16日	(株)オリエン タルコンサ ルタンツ	東日本高速道 路(株)	成果品の使用
令和7年度 (仮称) 守谷SA スマートIC関連 橋台整備工事	令和8年3月24日～ 令和9年7月30日	(株)大貫工務 店	守谷市	隣接施工

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

(1) 上下水道関係

位置	施設名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
守谷SA（上り）とつくばエクスプレスの間	給水管	茨城県 大野土地改良区	制約範囲及び 施工方法確認	幅杭設置前

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式一2）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書1-7「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期、及び共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
用地幅杭設置測量	計画準備	
	測量作業	
	成果品の整理等	
打合せ		

1-8-2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書1-22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第1-4号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書1-14-3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書1-22「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後7日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後7日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 成果品

1-10-1 成果品

共通仕様書 1-46-1「成果品」によらず下記の通りとする。

- (1) 受注者は、業務完了届提出の概ね30日前までに、成果品をとりまとめた上で調査等打合せ簿にて監督員へ報告するものとする。
- (2) 成果品は、設計図書及び監督員の指示に従って作成し、提出しなければならない。
- (3) 報告書等の成果品の作成にあたっては、各章各節によるほか、将来の安全や維持管理の観点から、道路の計画・設計・施工・維持管理など（当該調査等以降に実施される業務）に配慮すべき事項について整理し、とりまとめるものとする。なお、これに要する費用については、関連項目に含むものとする。
- (4) 報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

1-11 ウィークリースタンスの取組み

ウィークリースタンスの取組みとは、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、職場の創造に努めることを目的とした取組みであり、本業務において積極的に取組むこととする。

取組み内容は、契約締結後の打合せにおいて監督員と受注者との協議の上実施する取組み事項を定め、調査等打合簿を作成し相互に確認するものとする。

あらかじめ定めた取組み事項を実施できない事象が生じた場合の取扱いについては、その都度監督員と受注者と協議の上定めるものとする。

1-12 保安に関する事項

1-12-1 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1-12-1-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」(令和5年8月)」(以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1-12-1-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、作業の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員

に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。

(3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、管理技術者と兼ねることができるものとする。

1-12-1-3 光通信ケーブル等の確認等について

(1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(2) 本業務に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
光通信ケーブル	東日本高速道路(株)	守谷SA内	埋設による近接施工	管理用図面	
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	守谷SA内	埋設による近接施工	管理用図面	
簡易水道	東日本高速道路(株)	守谷SA下り	埋設による近接施工	管理用図面	

(3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1-12-2 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1-12-2-1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の作業にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路(株)関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1-12-2-2 埋設物等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、作業の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。)を定め、監督員に通知するものとする。

(2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。

（３）損傷事故防止監理者は、管理技術者及び専門技術者（光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む）と兼ねることができるものとする。

１－１２－２－３ 地下埋設物の確認等について

（１）地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。

（２）本業務に近接する地下埋設物は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	摘要
給水管	茨城県 大野土地改良区	守谷ＳＡ（上り）と つくばエクスプレスの間	近接施工	管理用図面	

（３）試掘については、原則として次のとおり行うものとする。

- ①試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
- ②試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
- ③試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

（４）前項（３）の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

１－１２－３ 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 用地幅杭設置測量

用地幅杭設置測量とは、規定等に従い、計画準備、計算、観測、設置、点検、成果の整理等を行い、設計により決定された所定の位置に標杭を設置し、共通仕様書2-7-2に示す成果品を作成する作業をいう。

用地幅杭設置測量の検測数量は、設置した幅杭に沿った中心線延長(km)とする。

2-1-1 用地幅杭設置測量(A)

2-1-1-1 作業条件

用地幅杭設置測量(A)の作業条件は次のとおりとする。

(1) 地域区分

耕地(平地): 0.16km

(2) 設置区分

両側

(3) 設置幅杭種別

プラスチック製

2-1-2 用地幅杭設置測量(B)

2-1-2-1 作業条件

用地幅杭設置測量(B)の作業条件は次のとおりとする。

(1) 地域区分

耕地(丘陵地): 0.14km

耕地(平地): 0.21km

(2) 設置区分

片側

(3) 設置幅杭種別

プラスチック製

2-2 用地実測図作成

2-2-1 面積計算

面積計算は、座標法(倍横距法)により行うものとし、地積は平方メートルで表示するものとする。この場合において、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てて表示するものとする。その他、用地測量標準仕様書第31条から第33条の規定に基づき行うものとする。

2-2-2 用地実測図原図の作成

用地測量標準仕様書第34条に規定に基づき行うものとする。

2-3 補償費等

2-3-1 支払作業員の選任

受注者は自己の職員のうちから補償費等支払業務を実施する作業員（以下「支払作業員」という）を選任し、共通仕様書1-14-1「作業計画書の提出」に示す作業計画書に明示するものとする。

2-3-2 補償費支払調書の作成

管理技術者及び支払作業員は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施の上、補償費等支払調書（本特記仕様書様式-3）を作成し、監督員に提出し確認を得るものとする。

2-3-3 補償費等の単価

内訳書の補償費等の単価は次のとおりとする。なお、受注者は土地使用料、立会謝金を支払対象者に支払う場合は、各単価で得られた額に対し課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。

立会謝金として立会時間及び立会時間までの往復に通常要する時間の合計が4時間を超える場合は全日分、4時間以内の場合は半日分の単価を支払うものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合の取扱いについては監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

項目	単位	単価（円）	備考
土地使用料 用地幅杭 山林	本	750	
立会謝金 全日分	人・日	16,300	

課税区分

種別	課税	非課税
土地使用料	○ (使用期間1か月未満の場合)	○ (使用期間が1か月以上の場合)
立会謝金	○	—

2-3-4 土地使用承諾書等

受注者は測量杭等の設置に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときにはただちに土地使用承諾書（本特記仕様書様式—4）及び補償費等請求書（本特記仕様書様式—4-1）に当該支払対象者の署名及び押印を求めなければならない。また、支払対象者に対して補償費等を支払う際には補償費等領収書（本特記仕様書様式—4-2）に当該支払対象者の署名及び押印を求めるものとする。

2-3-5 現地立会

（1）受注者は、地元関係者等の現地立会を求める場合は、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願（本特記仕様書様式—5）をあらかじめ監督員に提出し、承諾を得るものとする。

（2）受注者は支払対象者の現地立会を受けた場合は、立会終了時に立会証明書（本特記仕様書様式—6）に当該支払対象者の署名及び押印を求めるものとする。

2-3-6 補償費等支払明細書の作成

受注者は補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書（本特記仕様書様式—7）を作成し監督員へ提出するものとする。

2-3-7 補償費等の精算

当初契約時の補償費等に関する内訳数量は概算数量であり、最終契約変更時に前項に示す補償費支払明細書の数量に応じて精算するものとする。

2-3-8 補償費等支払業務の打ち切り

受注者は補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明又は金銭の受け取り拒否等の理由により支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員に報告をし、その後の取扱いについては監督員と受注者が協議の上決定するものとする。

協議の結果支払業務を打ち切ることとしたものについては、補償費等未払調書（本特記仕様書様式—8）を作成し、監督員に提出するものとする。

2-4 打合せ

打合せ回数は業務内容確認検査及び完了検査を含め7回とする。打合せの検閲数量は1式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社谷和原管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

2-5 交通費・宿泊費

2-5-1 交通費・宿泊費（外業）

交通費・宿泊費（外業）とは、測量業務の外業に必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-5-2 交通費・宿泊費（打合せ）

交通費・宿泊費（打合せ）とは、測量業務に関する打合せに必要な交通費・宿泊費のことをいう。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、ウェブ会議システム等を活用して打合せを実施する場合の交通費・宿泊費についての取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

第3章. 補足事項

3-1 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書1-23「立会い及び検査」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する業務内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- （1） 詳細設計で作成中の用地幅杭調書の内容によっては、用地幅杭設置測量の範囲を変更する場合がある。
- （2） 試掘工について、追加する場合がある。
- （3） 地形測量を追加する場合がある。
- （4） 規制工を追加する場合がある。
- （5） 1-6「受注者相互の協力」に記載されている内容以外にも、測量範囲付近で工事を実施する可能性があるため、その際は現地の立ち入り時期について調整が必要になる場合がある。
- （6） 既設の境界杭の状態によっては、新規の境界杭の設置等を追加する場合がある。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 常磐自動車道 守谷SAスマートIC幅杭設置測量

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

常磐自動車道 守谷SAスマートIC幅杭設置測量 設計工程表(案)

【様式-2】

1 測量業務

[illegible]

3 関連業務

[illegible]

4 關係機關協議

[illegible]

5 その他懸案事項

[illegible]

6 協議內容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

※作成上のポイント(記載内容が作成例であること、共通仕様書及び特定仕様書の記載を正確に主作成すること)

- 適切な工程管理(履行期間の確保)を図ることとする。
- 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れは履行期間を圧迫することがないよう、資料入手条件提示等と関係機関の期日を明確にする。
- 協議時期と内容(結果)を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
- 照会した際の時間・内容(結果)を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した原案作業が実施されているか確認する。
- 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することで設計士の防犯、品質の確保を図る。
- なお、本表は目安のものではない。上記諸点を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

- 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- 協議待ちによる遅延の場合工程上のクオリティを明示すること。
- 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

※作成上のポイント(記載内容が作成例であること、共通仕様書及び特定仕様書の記載を正確に主作成すること)

- 適切な工程管理(履行期間の確保)を図ることとする。
- 関連する調査業務や設計業務ならびに関係機関協議による資料入手や条件提示等の遅れは履行期間を圧迫することがないよう、資料入手条件提示等と関係機関の期日を明確にする。
- 協議時期と内容(結果)を工程表に明示することにより、打合せ時期・内容に工程上の遅れがないか確認する。
- 照会した際の時間・内容(結果)を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した原案作業が実施されているか確認する。
- 本工程表は作業計画書に添付するとともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することと設計士の防犯、品質の確保を図る。
- なお、本表は目安のものではない。上記諸点を理解したうえで、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することを基本とする。

※作成時の留意事項

- 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- 協議待ちによる遅延の場合工程上のクオリティを明示すること。
- 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

補償費等支払調書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No.

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考
		細目			金額小計 (円)			金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)		
		単価																
1		数量																
		金額																
2		数量																
		金額																
3		数量																
		金額																
4		数量																
		金額																
5		数量																
		金額																
6		数量																
		金額																
7		数量																
		金額																
8		数量																
		金額																
9		数量																
		金額																
10		数量																
		金額																
合計		数量																
		金額																

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

土地使用承諾書

令和 年 月 日

土地所有者	住所
	氏名 印

私(当社)は、自ら所有する土地を、下記の者が使用することを承諾します。

記

- 1. 所在地
- 2. 使用者
 - (1)住所
 - (2)氏名
- 3. 使用目的

補償費等請求書

一金 ○○○ 円也

ただし、東日本高速道路㈱起業の（調査等名）に伴う補償費等として、
上記金額を請求します。

令和 年 月 日

住所
氏名 印

内 訳

工種・名称・細目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
合 計					

補償費等領収書

一金 ○○○ 円也

ただし、東日本高速道路㈱起業の（調査等名）に伴う補償費等として、
上記金額を領収しました。

令和 年 月 日

(受注者名) 殿

住所
氏名 印

(規格はA4版とする)

様式－5

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	

令和 年 月 日

監督員 ○○ ○○ 殿

受注者

管理技術者

印

立会承諾願

(調査等名)

標記調査等の実施にあたり、次のとおり現地立会の必要があるので、ご承諾願います。

立会日時	立会場所	立会者名	立会者住所	立会目的	備考

(規格はA4版とする)

立会証明書

私は、東日本高速道路(株)起業の（調査等名を記載） に伴う現地立会に、次のとおり出席したことを
証明します。

令和 年 月 日

（受注者名） 殿

（立会者）

住所
氏名 印

（立会内容）

日時 令和 年 月 日 時
場所
目的

（規格はA4版とする）

補償費等支払明細書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)		管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No.

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考 (完了日)	
		細目			金額小計 (円)				金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日			金額小計 (円)
		単価																	
1		数量																	
		金額																	
2		数量																	
		金額																	
3		数量																	
		金額																	
4		数量																	
		金額																	
5		数量																	
		金額																	
6		数量																	
		金額																	
7		数量																	
		金額																	
8		数量																	
		金額																	
9		数量																	
		金額																	
10		数量																	
		金額																	
合計		数量																	
		金額																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

補償費等未払調書

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)		管理技術者

(調査等名)
(受注者名)

(作業期間)

No.

整理番号	支払対象者名	名称	踏荒し補償費			立木伐採補償費			土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考 (理由等)	
		細目			金額小計 (円)				金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日			金額小計 (円)
		単価																	
1		数量																	
		金額																	
2		数量																	
		金額																	
3		数量																	
		金額																	
4		数量																	
		金額																	
5		数量																	
		金額																	
6		数量																	
		金額																	
7		数量																	
		金額																	
8		数量																	
		金額																	
9		数量																	
		金額																	
10		数量																	
		金額																	
合計		数量																	
		金額																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入する。

様式－9

監督員	主任補助監督員	補助監督員	補助監督員(施工管理員)	

令和 年 月 日

監督員 ○○ ○○ 殿

受注者

管理技術者

印

補償費等支払業務報告書

(調査等名)

標記調査等の実施に伴う補償費等の支払業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 補償費等請求書(様式第4-1号)
2. 補償費等領収書(様式第4-2号)
3. 立会証明書(様式第6号)
4. 補償費等支払明細書(様式第7号)
5. 補償費等未払調書(様式第8号)

以 上

(規格はA4版とする)